

鈴木委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。伊藤信太郎君。

伊藤（信）委員 自由民主党の伊藤信太郎でございます。

質問に先立ち、今回の岩手・宮城内陸地震で亡くなられた皆様方に心の底からお悔やみを申し上げます。また、今回被災された皆様に心からお見舞いを申し上げます。

私は、地震の翌日六月十五日、自民党宮城県連の調査団として、また六月二十一日には、今お話がありましたこの衆議院災害対策特別委員会の調査団として被災地に入りました。宮城県栗原市坂下、浅布、小川原等の崩落、河道閉塞の現場、また、石楠花コミュニティセンター、みちのく伝創館等の避難所、また、大崎市上野目小学校等の十カ所以上を視察、調査するとともに、被災者の皆様にお見舞いを申し上げてまいりました。まさに、山は動いたという話が昔ありましたけれども、山が崩れたというすさまじい今回の内陸型地震で、大きな災害がそこに広がっております。

今回、この地震に当たり、宮城県、栗原市、大崎市、また岩手県はもとより、自衛隊、TEC FORCE、関係省庁、また応援にいらしていただいた全国の自治体の皆様、地元の建設会社、ボランティアの皆様には、大変よく連携して、この災害復旧のために、また人命救助のために、汗を流して泥まみれになって努力していただいたことに深く感謝を申し上げたいと思います。

この間、私も被災者の多くとお話をしまして、それぞれ被災者の方、立場や集落の位置によって御要望が多少違う部分もありますけれども、共通して言えることは、まず、一日も早く、小さな車でもいいから通れる道路、道をつくってほしい、そうすれば、そこを行ったり来たりして家畜の世話もできるし、また生活のいろいろなこともできるんだということであります。そしてその次に、やはり水、電気のライフラインの復旧を一日も早くしてほしいということでもあります。そして、今回どうしても孤立してしまう集落というものがあるわけで、そういった皆さんは、やはり仮設住宅の建設というものも一日も早くやってほしいということが切なる願いでございます。

また、宮城県知事あるいは栗原市長、大崎市長ともいろいろ話してまいりましたけれども、今度は中山間地の内陸型地震ということでもあり、とにかく道が、また川がずたずたにやられております。県管理の三けた国道がまさにずたずたとやられておりますし、また、栗原市だけをとっても、栗原市の市道が少なくとも百八十カ所以上損傷があって、通行が不能なところが多く出ております。

こういう本当に巨大な災害になりますと、とても県、市の自治体の力だけでは、特に財政力では復旧復興がままならないわけで、激甚災害の指定を初めとして、国の力強いそして迅速な財政支援をお願いしたいということが自治体の責任者からの強い要望であります。そのような状況に立って、きょうの質問をさせていただきたいと思っております。

まず、現在の、今回の岩手・宮城内陸地震の最新の被害状況がどのようになっているのか、お答え願いたいと思います。

加藤政府参考人 現在の岩手・宮城内陸地震の最新の被害状況についてのお尋ねでございますが、具体的に申し上げますと、死者が十二名、行方不明者が十名、負傷者三百五十三名の人的被害が発生をいたしております。また、現在も、十三カ所で二百七十八名の方々が避難生活を余儀なくされているところでございます。

また、御指摘ございましたように、道路につきましては、土砂崩落等により県管理道路が現在も十七区間で全面通行どめとなっております。また、河川については、十五カ所で河道閉塞が生じている、こういう状況でございます。

伊藤（信）委員 東北も梅雨入りいたしまして、これから雨量がふえてまいりますと、二次災害といえますか、土砂ダム、河道閉塞のところがあふれるということは大変心配なのでございますけれども、現在、河道閉塞、またその復旧のめどというのはいかなものか、お知らせ願いたいと思います。

甲村政府参考人 このたび発生しました河道閉塞、十五カ所ございますけれども、現地調査結果に基づきまして、決壊やはんらんのおそれが高い箇所として、宮城県の浅布地区など六カ所について、もともと県の施工区域でございますけれども、両県知事の強い要請を受けて、直轄砂防災害関連緊急事業に着手しております。天然ダムの決壊を未然に防ぐために、排水ポンプによる緊急的な排水や緊急排水路の開削の後、順次本格的な水路の確保等に着手してまいります。

進捗状況でございますが、岩手県の市野々原地区におきましては、二十一日に緊急排水路の開削が終了し、せきとめられていた水の通水が始まっております。宮城県の迫川の二カ所につきまして、下流の浅布地区は二十五日、小川原地区については二十六日までの通水を目指して二十四時間態勢で工事を進めており、他の現場につきましても順次工事を進めてまいります。

なお、梅雨期に入っておりますことから、雨量計、水位計、土石流センサー等を設置いたしまして、現地作業員の安全確保とともに、その情報を県や市の関係機関に連絡し、万一決壊のおそれがある場合の住民の避難にも役立てていただいているところでございます。

伊藤（信）委員 被災者の切実な願いは道路の復旧でありますけれども、応急措置の道路の復旧の見通しというのはいかがでございますでしょうか。

菊川政府参考人 お答えいたします。

今回の地震によりまして、現在、国道三百九十八号などの県が管理します道路で十七区

間通行どめとなっております。迂回路がなく住民の行き来ができない集落が、宮城県内で二地区、岩手県で三地区、計五地区ございます。

この五地区につながります国道三百九十八号、主要地方道の築館栗駒公園線並びに国道三百四十二号、この三路線の三区間におきまして、住民の行き来を確保するために応急復旧を今重点的に進めているところでございます。

その見通しでございますが、国道三百九十八号につきましては、崩壊箇所の応急復旧を七月の上旬には完了予定、主要地方道の築館栗駒公園線につきましては、迂回路となる栗原市道の応急復旧を一カ月後を目途に完了予定というふうに県の方から聞いております。

伊藤（信）委員 さて、もう一つの切実な要望は水等のライフラインでございますけれども、この水等のライフラインの状況、また復旧の見通しはいかになっているのでしょうか。

中尾政府参考人 水道につきましては、岩手、宮城を中心に五千五百戸を超える断水被害が生じましたが、九割近い四千七百戸の断水は解消されまして、現在は約八百三十戸で断水が継続をしております。このうち宮城県では約五百十戸で断水が続いておりますが、大崎市の約七十戸は六月末を目標に復旧作業を進めております。栗原市につきましても、全戸避難した地区を除きまして、早期の給水再開を目指し、復旧作業が行われているところでございます。

厚生労働省におきましては、引き続き、県等と連携し、早期復旧のための支援に努める所存でございます。

伊藤（信）委員 必要な仮設住宅の建設計画はどのようになっていますでしょうか。

宮島政府参考人 応急仮設住宅でございます。

これは、宮城県栗原市で二十一日に入居説明会が行われました。四十三世帯百二十一人の方、仮設の希望の方、あるいは民間賃貸住宅、教職員宿舎への入居希望があったということです。これを踏まえまして、まず先行調整ということで、応急仮設住宅十戸を昨日、着工いたしました。七月中旬ごろまでに完成予定です。さらなる整備についても早急に調整して、必要戸数を順次整備していきたいというふうに考えております。

伊藤（信）委員 今回は、中山間地ということで、林業被害、農業被害が非常に大きいわけですがけれども、この被害の状況、また農業等のこれからの復興というものをどのように国が支援するのか、説明していただきたいと思えます。

今井政府参考人 農林水産関係の被害の状況についてお答え申し上げます。

まず、被害状況についてでございますけれども、二十三日の十七時現在でございますが、山腹崩壊など林野関係で約九百六十五億円、農地、農業用施設など農業関係で約三十四億円、合計約九百九十九億円の被害額の報告を受けておりますけれども、詳細はまだ引き続き調査を行っている段階でございます。

そうした中で、農地、農業用施設につきまして早期復旧に努めるほか、かんがい用水が不足しているというようなところもございまして、それに対しましては、被災地からの要請も受けまして、東北農政局が災害応急用のポンプを搬入して設置するというような取り組みも行っているところでございます。

また、山腹崩壊ですとか地すべり等の箇所につきましては、二次災害防止ということも非常に重要でございますので、土石流センサーの設置ですとか倒木の処理ですとか、そんな緊急対策に取り組んでいるほか、土どめ工、緊急排水溝の復旧対策にも着手しているという状況でございます。

さらに、農林漁業者の経営安定対策といたしまして、関係金融機関に対しまして、資金の円滑な融通、さらには償還猶予等を要請しておりますほか、水田経営所得安定対策の加入手続の延長措置、中山間地等直接支払い制度の事務手続期限の延長の特例措置、こうした支援措置も講じたところでございます。

今後とも、県を初め関係機関と密接に連携を図りながら、復旧に向けて迅速的確な対応に努めてまいりたいと考えております。

伊藤（信）委員 学校の耐震化というのは大変大きな問題ですが、今回、この地域の公立学校の被害状況、またそれに対する措置はどのようになっていますでしょうか。

岡政府参考人 お答えいたします。

今回の地震による公立学校施設の被害状況につきましては、本日十一時現在、岩手、宮城、秋田及び山形の四県で二百四十一校であるとの報告を受けているところでございます。主な被害状況としましては、ガラスの破損、壁の亀裂、天井仕上げ材の落下等でございます。

それから、公立学校施設の災害復旧につきましては、設置者からの申請により、原則として復旧事業費の三分の二を国庫負担しているところでございますけれども、被災した学校施設の早期復旧のため、国の災害復旧費に係る現地調査を待たず復旧工事が行える旨の通知を六月十六日付で関係教育委員会に発出したところでございます。

文部科学省としては、引き続き、公立学校施設の早期復旧に向けて、被災地への協力支援に万全を期してまいりたいと考えているところでございます。

伊藤（信）委員 これだけの災害になると、私としては、やはりすべての知事も、すべての市長もそうだと思いますけれども、激甚災害の指定を一日も早くしてほしいと強く熱

望しているわけですが、この激甚災害の指定というのはどのような仕組み、どのような基準で行われているか。A基準、B基準、また、本激あるいは局激とあると思いますが、その辺を御説明願いたいと思います。

加藤政府参考人 激甚制度についてのお尋ねでございますが、この激甚制度は、一定の被害額を超えます大規模な災害が発生した場合に、災害復旧事業の国庫補助のかさ上げ等の措置を講ずるものでございます。

具体的には、全国にわたる被害を対象といたしました本激と、市町村の被害を前提といたしました局激に区分されまして、それぞれ自治体の財政力と災害復旧事業費等を勘案いたしまして、公共土木施設関係、農地等の適用措置ごとに基準が設けられているものでございます。

今御指摘ございましたように、基準には、それぞれ、本激には全国にわたる災害を前提としたA基準と局地性を加味したB基準がございます、一方、局激には局激指定基準が設けられておりまして、これらの基準を超えて激甚災害に指定されますと、一割から二割程度の災害復旧事業の国庫補助のかさ上げ等の措置が講じられるということになります。

今後、調査結果を踏まえまして、本激と局激との別、指定される自治体等を精査いたしまして、適切に対応していきたいというふうに考えております。

伊藤（信）委員 私の方の試算によると、本激のA基準は千八百億、B基準は七百二十億ということになっておりますし、また、B基準の宮城県については六百四億、あるいは岩手県については二百七十一億ということになっております。また、局激の場合は、栗原市でございますが、三十四億。

要するに、これを上回るような当該自治体の災害復旧の事業費の見込み額がなければだめだということだろうと思えますけれども、今の数字で正しいかどうか、お知らせください。

加藤政府参考人 まず、この計算式に当てはめると、基準額が、A基準でいうと千七百九十九億、B基準ですと七百二十億円以上で、かつ、一県が基準額以上で、岩手県の場合が二百七十二億、宮城県が六百五億、または一県の市町村総額が基準以上ということになりますと、岩手県で七十三億、宮城県で百五十三億、これは公共土木の場合でございますが、そういう基準になってございます。

伊藤（信）委員 宮城県から上がってくる全体の数字を見るともう一千億を超す数字になっているわけですが、激甚災害指定の根拠となる数字としてはもっと低い数字ということになって、最終的な結果はわかりませんが、このような基準だとなかなか難しい面もあるかもしれません。しかし、やはり国民の生命、財産、そして安全、安心を守

るのが国家の、国の一番大事な役目だと思います。ここは強い政治判断で、国民が安心してできるように、そして復旧復興が一日も早くできるように、激甚災害の指定を一日も早くしていただきたいと思います。

災害復旧というと、一般的には原状復帰ということが原則であります。しかし、今回、山がそれこそ三分の一、四分の一崩れていたり、山の真ん中がなくなったりしているんですね。こうなりますと、原状復帰というのができない道路やダム、あるいは河道閉塞に対する措置というのがたくさんあると思います。

こういった場合は、別予算といいますか、余計お金がかかる場合が多いわけですが、こういう場合に、国がどのような形で追加的な財政支援措置をとれるのか、お答え願いたい。これは松島国土交通副大臣にお答え願いたいと思います。

松島副大臣 委員が御指摘のように、原形に復旧することが著しく困難または不適當な場合におきましては、これにかわるべき十全の機能を有する必要な道路ですとか河川の護岸といった施設の整備ができることになっております。

これにつきましては、道路や河川護岸の災害復旧に当たりまして、国としては、地元自治体の皆さんと十分調整を行いまして、専門家による技術的なアドバイスをまず行い、速やかに災害査定を進めるなど、復旧事業の早期実施を図り、地域の復旧復興のために最大限支援してまいりたいと思っております。

伊藤（信）委員 それから、宮城県知事と話しても栗原の市長と話しても、特に知事と話すと、三けたの県管理の国道がずたずたにやられているんですね。宮城県の厳しい財政事情から見て、これはとても県の力では財政的に直し切れないんです。

こういった場合、直轄権限代行という形で、財政的にも国がほぼ全面的に面倒を見る形で復旧ができないかどうか。これについても松島副大臣にお答え願いたいと思います。

松島副大臣 おっしゃるようなケースの場合、県が管理する国道の災害復旧事業でございますけれども、道路法第十三条第三項の規定によりまして、一つ、工事が高度の技術を要する場合、二つ、高度の機械力を使用して実施することが適当であると認める場合、もう一つ、都道府県の区域の境界に係る場合、このいずれかに該当するときは国が県にかわって災害復旧に関する工事を行うことができることになっております。

そういうわけでございますので、宮城、岩手両県から御希望、御要望がございました場合には、被災状況を勘案いたしまして、今申し上げました道路法の規定に基づきまして、おっしゃいますとおり、国がかわりに直轄権限を代行するということもしっかりと検討してまいりたいと思っております。

伊藤（信）委員 ここからは泉大臣にお伺いしたいと思います。

今回のような大災害、非常に大変な復旧復興の道のりであります。国としては、どういう考え方で、どういう法律やどういう政策手段を使って復旧復興を進めていく考えか、そして被災者の支援をしていく考えか、お考えをお聞かせください。

泉国务大臣 今委員から、各般にわたってのお尋ねがございました。大変多面的な被災を受けておるとい実情でございます。

被災者支援に関しましては、災害救助法の適用をまず考える、続きまして、被害を受けた施設の復旧に関しましては、例えば公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法あるいは農林水産業施設災害復旧事業費国庫負担の暫定措置に関する法律などの法律を駆使して対策を講じていくということでございます。

今回の地震では、多くの方が集落を離れて避難を余儀なくされておられるということもございます。早く自宅に戻りたいという御要望が当然強いわけでございます。

今後の対応といたしましては、こうした被災者の御要望にこたえるべく、道路、河川、さらには御指摘のありました水道等のライフラインの早期復旧をまず先決でやる、早期復旧がまず先決であるといったしまして、これらに政府としては全力で取り組んでいくつもりでございます。

また、現状では、住宅等の被害や農林水産業の生業に関する被害の全体像が必ずしも十分につかみ切れておりません。具体的な被害状況と照らし合わせる必要もありますが、例えば住まいの確保については、お尋ねのございました仮設住宅等の提供、これは栗原市では十戸ということで既に着手をさせていただいておりますが、こうした仮設住宅の提供、あるいは住宅金融支援機構による融資等の制度の活用をして支援をしてまいりたいと思っております。

農業等の生業の支援につきましては、例えば融資等に関する相談窓口の設置をいたしております。御要望をお聞かせいただいているところでございます。

なお、被災者の支援に当たりましては、地方公共団体において、被災地の実情に応じて各種の措置が効果的かつ総合的に講じられることが当然必要なことでありまして、国といたしましても、そのための指導あるいは助言等をしてまいる考え方でございます。

伊藤（信）委員 激甚災害の指定を一日も早くしていただきたいわけですが、この激甚災害に指定された場合とそうでない場合、今後の復興復旧のあり方、スピードはどれくらい変わってくるのか。これも泉大臣にお答え願いたいと思います。

泉国务大臣 激甚災害に指定されますと、年度末に約一割から二割程度の国庫補助率のかさ上げが行われるということもございます。これは被災地の皆さん方が大変望んでおられることを承知いたしております。

一方で、もし指定されなかった場合にはどうなるのかということもございますが、各省

庁で所管する災害復旧事業については通常の事業よりも高い国庫補助の措置が講じられる、しかも、地方分担分についてはいわゆる起債の特例やその元利償還についての交付税措置が行われるということをごさいますして、被災した地方公共団体が円滑に災害復旧事業を行うことができるように、必要な財政措置を講じていくということを考えておるところでございます。

災害復旧事業については、激甚災害の指定の有無にかかわらず、被災自治体のニーズに応じて被災直後から既に応急復旧工事を認めるなど、所管省庁で速やかな復旧復興を図るべく最大限努力が行われているものと理解をいたしております。

スピードの点につきましては、これは、激甚災害の被害額の認定を今急いでおりますが、過去の例で見ますと、大体一カ月から二カ月ぐらいかかって、もし該当すれば激甚災害の指定が行われるというような時間が必要でございます。

全体的にどの程度、復旧復興支援に激甚災害の指定を受けた場合とそうでない場合の差異が出てくるかということは、御説明するのもなかなか難しいわけではありますが、私どもとしては、いかなる道をとるといたしましても、速やかに御自宅にお帰りになれるように、そして従来生活を取り戻せるように努力をしてまいりたいと思っております。

伊藤（信）委員 国にとっては一割、二割のかさ上げ率の差でも、財政力のない自治体にとってはそれが十年分にも相当するわけです。ぜひ早く激甚災害の指定をして、継ぎ目のない、被災者、被災地の立場に立った形での復興復旧の支援というものを国の形にしてほしいと思います。

国の支援は、やはり国民の生命、財産そして身体を守ることです。何よりも安全、安心を守ることですので、ぜひここは政治の決断で、一日も早い激甚災害の指定、そして国の全面的な支援による今回の災害の全面復旧、早期の復興というものを図ってもらうことを強く要請して、質問を終わりたいと思います。